

景観法・青森市景観条例に係る

事前協議・届出等の手続き



令和3年4月

景観法・青森市景観条例に基づく 事前協議・届出制度のあらまし

一定規模の建築物等の新築等を行うときは、事前協議や届出が必要です。

一定規模の建築物や工作物、土地の形質の変更、屋外における一定規模の物件の堆積などの行為は、周辺環境に大きな影響を与えるため、優れた周辺環境との調和などに配慮する必要があります。

市では、平成16年6月に制定された景観法を受け平成18年8月に青森市景観計画を策定し、令和3年4月には景観計画を改定し、景観形成重点地区（以下「重点地区」）を新たに定め、青森市景観条例で手続き等の制度を改正しました。

青森市景観条例において、景観計画区域内（重点地区を含む）で建築物や開発行為などの一定の規模を超える行為をする場合、その行為の届出を行うよう定めています。

また、重点地区内で一定の規模を超える行為をする場合、その行為の届出の事前に市と協議を行う必要があります。事前協議により、市から指導・助言があった場合には、その行為の計画や設計の変更を行った上で、その行為の届出を行う必要があります。その行為が完了したときには、完了の届出も必要となります。

期限

重点地区内

景観計画区域内(※重点地区内を除く)

建築計画等

事前相談(※1)

行為着手の
80日前まで

事前協議(※2)

事前協議結果通知

適合

不適合

青森市
景観審議会

助言・指導(※3)

計画・設計へ反映(※4)

行為着手の
50日前まで

行為の届出(※5)

適合

不適合

指導

青森市
景観審議会

有

計画・設計へ
反映

是正

無

勧告・公表(※6)

変更命令(※7)

罰則

適合通知 (行為着手の制限の解除)

行為の着手(※8)

行為の完了届出(※9)

手続きフロー図の解説

- ※1. 重点地区の内外によらず、行為の実施計画時点で、事前相談してください。
- ※2. 重点地区内の行為の計画にあたっては、事前相談後、必ず市へ事前協議してください。
事前協議申出書は、行為に着手する 80 日前まで(かつ、届出の前まで)に、所定の用紙に必要な事項を記入し、図面等必要書類を添付して提出してください。
- ※3. 事前協議の内容が青森市景観形成基準に適合していない場合には、市から指導又は助言があります。
- ※4. 重点地区内行為の事前協議の結果、市から指導又は助言があった場合には、景観形成基準に適合するよう、その行為の計画や設計の変更を行った上で、届出書を提出してください。
- ※5. 届出書は、行為に着手する 50 日前までに、所定の用紙に必要な事項を記入し、図面等必要書類を添付して提出してください。
- ※6. 届出に係る行為が青森市景観形成基準に適合していない場合には、届出を受け付けた日から 30 日以内に市が必要な措置をとるよう勧告を行うことがあります。適合している場合もお知らせします。
なお、勧告を受けた人が勧告に従わないときには、氏名などを公表することがあります。
- ※7. 色彩などの意匠の制限に適合しない行為については、市長が必要と認めるとき、届出者に対し変更命令を行うことがあります。これに従わない場合には、罰則もあります。
- ※8. 行為の届出から 30 日以降又は適合通知書が出された日以降でなければ、行為に着手することができません。
- ※9. 重点地区内の行為が完了したときは、所定の用紙に必要な事項を記入し、行為が完了したことが分かるカラー写真を添付して提出してください。
- ※10. 事前協議の結果通知後、または届出の適合通知後に計画や設計に変更のある場合は、変更に係る行為に着手する 50 日前まで(事前協議の場合は 80 日前まで)に、すみやかに変更の手続きをしてください。(事前協議による市からの指導・助言による変更を除きます。)

届出が必要な対象行為の規模 (青森市景観条例施行規則第3条関係)

行為の種類		行為の規模	
		市全域 (景観形成重点地区を除く)	景観形成重点地区
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転		高さ 13m又は建築面積 1,000 m ² を超えるもの	建築面積 10 m ² を超えるもの
2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転	①さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	高さ 5mを超えるもの又は延長 50mを超えるもの	高さ 1.5mを超えるもの
	②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、その他これらに類する工作物(④の支持物を除く。)	高さ 13mを超えるもの	高さ 5mを超えるもの
	③煙突、排気塔その他これらに類する工作物		
	④電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路(これらの支持物を含む。)	高さ 20mを超えるもの	高さ 10mを超えるもの
	⑤物見塔、電波塔その他これらに類する工作物	高さ(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ) 13mを超えるもの	高さ(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ) 5mを超えるもの
	⑥広告板、広告塔その他これらに類する工作物	高さ(当該物件が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該物件の上端までの高さ) 5m又は表示面積の合計が 15 m ² を超えるもの	
	⑦彫像、記念碑その他これらに類する工作物	高さ 13m又は築造面積 1,000 m ² を超えるもの	高さ 5m又は築造面積 10 m ² を超えるもの
	⑧観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設		
	⑨自動車車庫の用に供する立体的施設		
	⑩アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設		
	⑪石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設		
	⑫汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設		
	⑬太陽光発電設備の設置		
3 建築物又は工作物の、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		上記の規模を超える建築物又は工作物の外観面積の 2 分の 1 を超えるもの	
4 開発行為その他土地の形質の変更		土地面積 3,000 m ² 又は法面の高さ 5mを超えるもの	土地面積 300 m ² 又は法面の高さ 1.5mを超えるもの
5 土石の採取又は鉱物の掘採			
6 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		築造面積 1,000 m ² 又は高さ 5mを超えるもの	築造面積 50 m ² 又は高さ 1.5mを超えるもの
7 木竹の伐採		伐採面積 10,000 m ² を超えるもの	伐採面積 50 m ² 又は高さ 5mを超えるもの

次のような場合には届出は必要ありません。

- ・非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ・建築物又は工作物の改築で外観の変更を伴わないもの
- ・存続期間が90日を超えない仮設の建築物又は工作物の新築等
- ・土地の使用期間が90日を超えない物権の堆積
- ・外部から見通すことのできない場所での物件の堆積
- ・法令(文化財保護法、森林法、土地区画整理法、都市公園法、自然公園法、自然環境保全法など)に基づいて許可、届出、認可等を要する行為のうち景観形成に支障を及ぼすおそれのないもの
- ・法令等又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ・農業、林業又は漁業を営むために行う土地の形質の変更
- ・木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採、測量又は保守の支障となる木竹の伐採
- ・地盤面下又は水面下において行う行為
- ・青森市屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
- ・国、地方公共団体又は規則で定める公共団体若しくは公共的団体が行う行為

景観計画区域内の行為の届出 重点地区内の行為の事前協議 をする時には

★共通事項

- 1 届出日の翌日から着手予定日まで50日以上とってください。(事前協議の場合は、事前協議日の翌日から着手予定日まで80日以上)
- 2 「景観形成のために特に配慮した事項」は、届出者(事前協議申出者)が主張できる欄ですので、できるだけ詳しく書いてください。
- 3 「その他の参考事項」には、他法令の許認可等があれば、その法令名を記入してください。
- 4 施主が届出書の作成を建築業者やコンサルタント等に依頼している場合は、会社名・担当者名(問い合わせに対応できる者)・連絡先を届出者欄の下の括弧に記入してください。
- 5 現況写真については、赤のマジック等で、行為の区域がわかるように記載し、複数方向からのものを提出してください。主要な視点場(道路、重点地区内の資産等)がある場合には、そこからの写真を撮ってください。
- 6 図面には縮尺を明記してください。
- 7 届出書の提出後に「行為の施行方法等」において変更が生じる場合には、変更に係る行為の着手50日前までに変更届出書を提出してください。事前協議においても行為の施行方法等に変更が生じる場合には、変更に係る行為の着手80日前までに変更届出書を提出してください。
- 8 重点地区内における行為にあつては、重点地区内行為事前協議結果通知書の写しを添付してください。

●建築物

- 1 一つの大規模行為で複数の対象行為(例えば、建築物の新築と土地の区画形質の変更)が該当する場合は、全て届出対象となりますが、景観計画区域内行為届出書は一通に併せて記載しても差し支えありません。
- 2 建築物の新築等はいくまでも個々の建築物の面積・高さで判断してください。既に建築物がある同一敷地内に、新たに別棟の建築物を建てる場合は、届出上新築となります。また、既設の建築物のすぐ近くに新たな建築物を建て、なおかつ両方の建築物を通路(構造物)で連結している場合は増築となります。
- 3 「延べ面積」は「延べ床面積」のことです。
- 4 建築物の高さには突出物や屋上広告物を含みません。
- 5 避雷針は、建築物の高さの対象になりません。
- 6 立面図には、色彩を詳しく明示してください。
 - ① 色見本を張り付ける。
 - ② 日本塗料工業会が発行する塗料用標準色見本表又はDIC(大日本インキ化学)等のカラーガイドの色ナンバーを記載する。
 - ③ 色名とともにマンセル値(色相、明度、彩度)を記載する。
 - ④ 外壁や屋根の素材及び仕上げも記載してください。
- 7 緑化措置についても、植樹、芝、花壇等並びに具体的に活用するものの種類も可能な限り図面に記載してください。
- 8 パース図等がある場合は、参考としてカラーコピーを添付してください。

●工作物

- 1 電波塔について、避雷針は高さの対象に含めません。
- 2 電気供給のための電線路について、鉄塔を撤去し引き続き同一敷地への新築の場合は、新築のみの届出となります。
- 3 青森市屋外広告物条例が適用となる場合には、届出は不要です。別に青森市屋外広告物条例に基づく許可申請書の提出が必要となります。また、届出不要であっても景観形成基準に適合するよう努めて頂く義務があります。窓口は建築営繕課です。
- 4 太陽光発電設備について、当該事業に必要な敷地の面積（附属設備を含む）を「築造面積又は表示面積」の欄に記入して下さい。

●開発行為又は土地の形質の変更

- 1 「法面の高さ」は、行為によって生じる法面の最大の高さで、「法面」には擁壁等も含まれます。宅地造成等により、法面が階段状に生じる場合は、最低地盤面から最高部の法面までの高低差が高さとなります。
- 2 擁壁等の構造物を計画している場合は、平面図にその規模及び延長も明記して下さい。

●屋外における物件の堆積

- 1 短期間の場合を除き、継続的な行為の場合（物の入れ替えがあってもよい）は、「完了予定日」の記入は必要ありません。
- 2 「土地の区画形質の変更」と併せて届出する場合は、それぞれの着手予定日と完了予定日を記載して下さい。
- 3 行為の「面積」は、物件の堆積を行う区域のことで道路や重機置場、駐車場等は含みません。
- 4 図面等には、堆積する物の位置・規模・種類が複数の場合にはそれらがわかるように記載して下さい。

●土石の採取又は鉱物の掘採

- 1 行為の「面積」は、採取又は掘採をする区域で、保安区域等は含みません。
- 2 「法面の高さ」は、行為によって生じる法面の最大の高さです。
- 3 緑化措置を講じる場合は、図面に明示して下さい。
- 4 前回届出区域が終了し、引き続き隣接する区域を届出する場合は、前回の区域や適合通知書の日付、文書番号を図面に明示して下さい。

【様式】

- ・ 景観計画区域内行為（変更）届出書
- ・ 重点地区内行為（変更）事前協議書
- ・ 重点地区内行為完了届
- ・ 氏名（名称、住所）変更届
- ・ 景観計画区域内行為取りやめ届

届出に必要な図面等 (青森市景観条例施行規則第5条関係)

行為の種類	図 面 等		
	種 類	明 示 す べ き 事 項	備 考
1 建築物の 建築等又 は工作物 の建設等	付近見取図	① 方位 ② 道路 ③ 目標となる地物 ④ 建築物又は工作物の位置	周辺に主要な視点場(道路、重点地区内の資産等)がある場合又は敷地が重点地区内にある場合にあつては、主要な視点場の位置を付記すること。
	配置図	① 縮尺 ② 方位 ③ 敷地の境界線 ④ 敷地内における届出に係る建築物又は工作物の位置 ⑤ 敷地に隣接する道路の位置 ⑥ 主要な視点場からの撮影位置及び方向 (周辺に主要な視点場がある場合に限る。) ⑦ 敷地内からの主要な視点場の方向 (敷地が重点地区内にある場合に限る。)	緑化措置を講ずる場合にあつては、その位置、種類及び内容を付記すること。 さく、塀等の外構施設を設置する場合にあつては、その位置、種類及び規模を付記すること。 眺望を妨げない配慮をする場合にあつては、その配慮のための措置を行う方法、位置、種類、規模及び内容を付記すること。
	平面図	① 縮尺 ② 方位 ③ 寸法	平面図の添付は、建築物にあつては、床面積の異なる階ごととする。 建築物又は工作物の移転又は外観の変更に係る届出の場合にあつては、不要とする。
	立面図	① 縮尺 ② 寸法 ③ 素材及び色彩	立面図の数は2面以上とし、面の方位を明示すること。敷地が重点地区内にある場合にあつては、主要な視点場の方向に面する立面図を併せて明示すること。 色彩については、色調をできるだけ詳しく明示すること。 建築物又は工作物の移転又は外観の変更に係る届出の場合にあつては、立面図に代えてカラー写真とすることができる。
	現況写真		建築物又は工作物の場所及びその周辺の状況が分かるカラー写真とし、撮影位置及び方向を配置図に明示すること。 周辺に主要な視点場(道路、重点地区内の資産等)がある場合には、そこから撮影したのもも添付すること。
	その他	周りに比べ突出する高さとなる建築物の建築等又は工作物の建設等を行う場合 ① 周辺住民に対する説明方法及び説明結果 ② 当該地選定理由 ③ 当該高さ設定に至った経緯	
2 開発行為 又は土地 の形質の 変更	付近見取図	① 方位 ② 道路 ③ 目標となる地物 ④ 開発行為又は土地の形質の変更を行う位置	周辺に主要な視点場(道路、重点地区内の資産等)がある場合又は敷地が重点地区内にある場合にあつては、主要な視点場の位置を付記すること。
	現況図	① 縮尺 ② 方位 ③ 開発行為又は土地の形質の変更を行う土地の区域 ④ 周辺の土地利用状況	

	計画平面図	① 縮尺 ② 方位 ③ 開発行為又は土地の形質の変更の事後の法面の位置及び規模	緑化措置を講ずる場合にあっては、その位置、種類及び内容を付記すること。
	断面図		開発行為又は土地の形質の変更の前後における当該土地の縦断面図及び横断面図とし、その位置及び方向を計画平面図に明示すること。
	現況写真		開発行為又は土地の形質の変更を行う土地の区域及びその周辺の状況が分かるカラー写真とし、撮影位置及び方向を計画平面図に明示すること。 周辺に主要な視点場(道路、重点地区内の資産等)がある場合には、そこから撮影したのもも添付すること。
3 土石の採取又は鉱物の掘採	付近見取図	① 方位 ② 道路 ③ 目標となる地物 ④ 土石の採取又は鉱物の掘採を行う位置	周辺に主要な視点場(道路、重点地区内の資産等)がある場合又は敷地が重点地区内にある場合にあっては、主要な視点場の位置を付記すること。
	現況図	① 縮尺 ② 方位 ③ 土石の採取又は鉱物の掘採に係る区域 ④ 周辺の土地利用状況	
	計画平面図	① 縮尺 ② 方位 ③ 土石の採取又は鉱物の掘採後の法面の位置及び規模 ④ 土石の採取又は鉱物の掘採中の遮へい物の位置、種類及び規模	緑化措置を講ずる場合にあっては、その位置、種類及び内容を付記すること。
	断面図		土石の採取又は鉱物の掘採の前後における当該土地の縦断面図及び横断面図とし、その位置及び方向を計画平面図に明示すること。
	現況写真		土石の採取又は鉱物の掘採の場所及びその周辺の状況が分かるカラー写真とし、撮影位置及び方向を計画平面図に明示すること。 周辺に主要な視点場(道路、重点地区内の資産等)がある場合には、そこから撮影したのもも添付すること。
4 屋外における物件の堆積	付近見取図	① 方位 ② 道路 ③ 目標となる地物 ④ 物件の堆積を行う場所の位置	周辺に主要な視点場(道路、重点地区内の資産等)がある場合又は敷地が重点地区内にある場合にあっては、主要な視点場の位置を付記すること。
	配置図	① 縮尺 ② 方位 ③ 敷地の境界線 ④ 物件の堆積の場所 ⑤ 隣接する道路の位置	物件の堆積の方法を付記すること。 遮へい物を設置する場合にあっては、その位置、種類及び規模を付記すること。
	現況写真		物件の堆積の場所及びその周辺の状況が分かるカラー写真とし、撮影位置及び方向を配置図に明示すること。 周辺に主要な視点場(道路、重点地区内の資産等)がある場合には、そこから撮影したのもも添付すること。

5 木竹の伐採	付近見取図	① 方位 ② 道路 ③ 目標となる地物 ④ 木竹の伐採を行う位置	周辺に主要な視点場(道路、重点地区内の資産等)がある場合又は敷地が重点地区内にある場合にあつては、主要な視点場の位置を付記すること。
	現況図	① 縮尺 ② 方位 ③ 木竹の伐採に係る区域 ④ 周辺の土地利用状況	
	計画平面図	① 縮尺 ② 方位 ③ 木竹の伐採後の行為地の整理状況	緑化措置を講ずる場合にあつては、その位置、種類及び内容を付記すること。
	現況写真		木竹の伐採の区域及びその周辺の状況が分かるカラー写真とし、撮影位置及び方向を計画平面図に明示すること。 周辺に主要な視点場(道路、重点地区内の資産等)がある場合には、そこから撮影したのもも添付すること。

景観計画区域内行為(変更)届出書

年 月 日

青森市長 様

届出者	氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	①
	住 所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	郵便番号
	連 絡 先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 ----- 電話番号 ()

(担当者・連絡先)

青森市景観条例第9条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所										
行為の区域	<input type="checkbox"/> 景観計画区域（重点地区を除く。） <input type="checkbox"/> 重点地区（ <input type="checkbox"/> 三内丸山遺跡地区 <input type="checkbox"/> 小牧野遺跡地区 ）									
行為の期間	着手予定日	年 月 日			完了予定日	年 月 日				
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	用 途								
		行為区分	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)							
	<input type="checkbox"/> 工作物	種 類								
		用 途								
		行為区分	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)							
	<input type="checkbox"/> 開発行為	<input type="checkbox"/>	土石の採取又は鉋物の掘採	<input type="checkbox"/>	土地の形質の変更	<input type="checkbox"/>	屋外における物件の堆積	<input type="checkbox"/>	木竹の伐採	
良好な景観の形成のために特に配慮した事項										
その他の参考事項										

(第二面)

行為の施行方法	建築物	区 分	届出部分	既存部分	合 計
		敷 地 面 積			m ²
		建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
		延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
		高 さ	m	m	
		外 観 の 変 更	m ²	m ²	m ²
		構 造			
	工作物	区 分	届出部分	既存部分	合 計
		築 造 面 積 又 は 表 示 面 積	m ²	m ²	m ²
		高 さ	m	m	
		長 さ	m	m	m
		外 観 の 変 更	m ²	m ²	m ²
		構 造			
	開発行為	目 的		法面の高さ	面 積
				m	m ²
	土石の採取又は鉱物の掘採	種 類		法面の高さ	面 積
				m	m ²
	土地の形質の変更	目 的		法面の高さ	面 積
				m	m ²
	屋外における物件の堆積	物 件 の 種 類		高 さ	面 積
				m	m ²
	木竹の伐採	目 的			面 積
					m ²

注1 行為の区域欄は、該当する区域の□にレ印を付けてください。

2 行為の種類欄は、□にレ印を付け、建築物及び工作物にあっては、該当する行為区分を○で囲んでください。

3 その他の参考事項欄には、この届出に係る行為が他の法令により行政庁の許認可を要する場合にはその旨を記入するなど、参考となる事項を記入してください。

4 建築物及び工作物欄の外観の変更には、素材又は色彩の変更に係る面積を記入してください。

5 建築物及び工作物欄の構造には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。

6 工作物欄の高さには、当該工作物の高さを記入してください。ただし、建築物と一体となって設置される工作物については、括弧書で地盤面から当該工作物の上端までの高さを併せて記入してください。

7 土石の採取又は鉱物の掘採欄の種類には、採取又は掘採する主たる土石、鉱物等の種類を記入してください。

8 行為の変更の届出の場合は、変更に係る事項の届出部分の欄に変更後の内容を記入し、その下に変更前の内容を括弧書で記入してください。

9 この届出書には、行為の種類に応じて、青森市景観条例施行規則別表に掲げる図面等(行為の変更の届出にあっては、当該変更に係るもの)を添付してください。また、重点地区内における行為にあっては、重点地区内行為事前協議結果通知書の写しを添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

重点地区内行為(変更)事前協議申出書

年 月 日

青森市長 様

届出者	氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	印
	住 所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	郵便番号
	連 絡 先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 ----- 電話番号 ()

(担当者・連絡先)

青森市景観条例施行規則第6条の2第1項（第6条の3第1項）の規定により、次のとおり事前協議を申し出ます。

行為の場所										
重点地区の区域	<input type="checkbox"/> 三内丸山遺跡地区 <input type="checkbox"/> 小牧野遺跡地区									
行為の期間	着手予定日	年 月 日			完了予定日	年 月 日				
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	用途								
		行為区分	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)							
	<input type="checkbox"/> 工作物	種類								
用途										
	<input type="checkbox"/> 開発行為	<input type="checkbox"/>	土石の採取又は鉋物の掘採	<input type="checkbox"/>	土地の形質の変更	<input type="checkbox"/>	屋外における物件の堆積	<input type="checkbox"/>	木竹の伐採	
良好な景観の形成のために特に配慮した事項										
その他の参考事項										

(第二面)

行為の施行方法	建築物	区 分	対象部分	既存部分	合 計
		敷 地 面 積			m ²
		建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
		延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
		高 さ	m	m	
		外 観 の 変 更	m ²	m ²	m ²
		構 造			
	工作物	区 分	対象部分	既存部分	合 計
		築 造 面 積 又 は 表 示 面 積	m ²	m ²	m ²
		高 さ	m	m	
		長 さ	m	m	m
		外 観 の 変 更	m ²	m ²	m ²
		構 造			
	開発行為	目 的		法面の高さ	面 積
				m	m ²
	土石の採取又は鉱物の掘採	種 類		法面の高さ	面 積
				m	m ²
	土地の形質の変更	目 的		法面の高さ	面 積
				m	m ²
	屋外における物件の堆積	物 件 の 種 類		高 さ	面 積
				m	m ²
木竹の伐採	目 的			面 積	
				m ²	

注1 行為の区域欄は、該当する区域の□にレ印を付けてください。

2 行為の種類欄は、□にレ印を付け、建築物及び工作物にあっては、該当する行為区分を○で囲んでください。

3 その他の参考事項欄には、この事前協議に係る行為が他の法令により行政庁の許認可を要する場合にはその旨を記入するなど、参考となる事項を記入してください。

4 建築物及び工作物欄の外観の変更には、素材又は色彩の変更に係る面積を記入してください。

5 建築物及び工作物欄の構造には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。

6 工作物欄の高さには、当該工作物の高さを記入してください。ただし、建築物と一体となって設置される工作物については、括弧書で地盤面から当該工作物の上端までの高さを併せて記入してください。

7 土石の採取又は鉱物の掘採欄の種類には、採取又は掘採する主たる土石、鉱物等の種類を記入してください。

8 行為の変更の事前協議の場合は、変更に係る事項の対象部分の欄に変更後の内容を記入し、その下に変更前の内容を括弧書で記入してください。

9 この事前協議申出書には、行為の種類に応じて、青森市景観条例施行規則別表に掲げる図面等(行為の変更の事前協議にあっては、当該変更に係るもの)を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様式第3号（第6条の2関係）

重点地区内行為完了届出書

年 月 日

青森市長 様

届出者	氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	①
	住 所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	郵便番号
	連 絡 先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 ----- 電話番号 ()

(担当者・連絡先)

次のとおり重点地区内における届出を要する行為が完了したので、青森市景観条例第9条の2第5項の規定により届け出ます。

行為の届出に係る事項	適 合 通 知 年 月 日 番 号	年 月 日 青 市 第 号
	行 為 の 場 所	青森市
	重点地区の区域	<input type="checkbox"/> 三内丸山遺跡地区 <input type="checkbox"/> 小牧野遺跡地区
	行 為 の 種 類	
行 為 の 完 了 年 月 日		

注1 行為の届出に係る事項欄には、青森市景観条例第9条第1項(第2項)の規定により届け出ている事項を記入してください。

2 行為の完了後の状況を示すカラー写真を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様式第4号（第8条関係）

氏名(名称、住所)変更届

年 月 日

青森市長 様

届出者	氏 名 (法人その他の団体にあつては、 名称及び代表者の氏名)	㊟
	住 所 (法人その他の団体にあつて は、主たる事務所の所在地)	郵便番号
	連 絡 先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 ----- 電話番号 ()

次のとおり氏名(名称、住所)を変更したので、青森市景観条例施行規則第8条の規定により届け出ます。

行為の届出 (事前協議) に係る事項	届出年月日 (事前協議申出年月日)	<input type="checkbox"/> 届出 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 事前協議 (年 月 日)
	行為の場所	
	行為の区域	<input type="checkbox"/> 景観計画区域(重点地区を除く。) <input type="checkbox"/> 重点地区 (<input type="checkbox"/> 三内丸山遺跡地区 <input type="checkbox"/> 小牧野遺跡地区)
	行為の種類	
氏 名 (名 称)	変 更 前	
	変 更 後	
住 所	変 更 前	
	変 更 後	
氏名(名称)又は住所を 変 更 し た 年 月 日		

注1 行為の届出(事前協議)に係る事項欄には、青森市景観条例第9条第1項(第2項)又は青森市景観条例施行規則第6条の2第1項(第6条の3第1項)の規定により届出又は事前協議している事項を記入してください。

2 届出年月日(事前協議申出年月日)の欄は、□にレ印を付け、括弧内に年月日を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様式第5号（第8条関係）

景観計画区域内行為取りやめ届

年 月 日

青森市長 様

届出者	氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	①
	住 所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	郵便番号
	連 絡 先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他
		電話番号 ()

(担当者・連絡先)

次のとおり景観計画区域内における届出を要する行為を取りやめたので、青森市景観条例施行規則第8条の規定により届け出ます。

行為の届出 (事前協議) に係る事項	届 出 年 月 日 (事前協議申出年月日)	<input type="checkbox"/> 届出 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 事前協議 (年 月 日)
	行 為 の 場 所	
	行 為 の 区 域	<input type="checkbox"/> 景観計画区域 (重点地区を除く。) <input type="checkbox"/> 重点地区 (<input type="checkbox"/> 三内丸山遺跡地区 <input type="checkbox"/> 小牧野遺跡地区)
	行 為 の 種 類	
行為を取りやめた年月日		

注1 行為の届出（事前協議）に係る事項欄には、青森市景観条例第9条第1項(第2項)又は青森市景観条例施行規則第6条の2第1項（第6条の3第1項）の規定により届け出ている事項を記入してください。

2 届出年月日（事前協議申出年月日）の欄は、□にレ印を付け、括弧内に年月日を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

お問い合わせ

景観計画区域・重点地区の行為
事前協議・届出に関すること



青森市景観計画・景観条例
に関すること

都市整備部 建築営繕課

届出窓口

広告物・定期点検チーム

TEL 017-752-8964

FAX 017-752-9006

Mail : kenchiku-eizen@city.aomori.aomori.jp

都市整備部 都市政策課

都市計画チーム

TEL 017-752-7977

FAX 017-752-9011

Mail : toshi-seisaku@city.aomori.aomori.jp

〒030-8555 青森市中央一丁目 22-5 本庁舎

三内丸山遺跡の保全・主要な
視点場 に関すること



小牧野遺跡の保全・主要な視
点場 に関すること

青森市教育委員会事務局 文化遺産課

文化財保護チーム

TEL 017-718-1392

FAX 017-718-1394

Mail : bunkaisan@city.aomori.aomori.jp

〒030-0152 青森県青森市大字野沢字沢部 108-3
(縄文の学び舎・小牧野館 2階)